

財政援助団体等監査結果報告

令和2年11月

多治見市監査委員

多 治 見 市 長 古 川 雅 典 様
多 治 見 市 議 会 議 長 嶋 内 九 一 様

多治見市監査委員 尾 関 恵 一

同 若 林 正 人

監査等結果報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査を次のとおり執行したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 監査基準 | 多治見市監査基準に準拠 |
| 2 | 監査の種類 | 財政援助団体等監査 |
| 3 | 監査の期日 | 令和 2 年 11 月 11 日 |
| 4 | 監査の対象 | 指定管理者 一般財団法人 たじみ・笠原タイル館
施 設 多治見市モザイクタイルミュージアム
所 管 部 署 経済部産業観光課 |

5 監査の実施内容

以下に掲げる関係書類に基づき、事前に関係書類の有無や内容の確認を行い、監査執行当日は関係職員より説明を聴取及び施設の現地調査を実施し、次の着眼点を以って監査を執行した。

① 着眼点

【(一財) たじみ・笠原タイル館】

- (1) 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用料金の設定等は適正になされているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

(7) 定款、公の施設に係る管理規程、経理規程等諸規程等は整備されているか。

【経済部産業観光課】

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

② 関係書類

【一般財団法人 たじみ・笠原タイル館】

- (1) 団体概要（団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類、又はこれらに相当する書類）
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類
- (3) 令和元年度貸借対照表及び損益計算書又はこれらに相当する書類及び財産目録
- (4) 協定書約款第 14 条に基づく会計帳簿類、同第 34 条に基づき管理される口座に関する書類（令和 2 年度 4 月～8 月分）
- (5) 収入に係る書類（領収書控等（令和 2 年 4 月～6 月収入分））
- (6) 支出に係る書類（請求書等（令和 2 年 4 月～6 月支払分））

【経済部産業観光課】

- (1) 指定管理者公募要領及び仕様書
- (2) 選定関係書類（選定基準・選定結果）
- (3) 協定書
- (4) 令和元年度業務報告書
- (5) 令和元年度及び令和 2 年度管理運営業務実施計画書
- (6) 令和 2 年度月次報告書（4 月～8 月分）
- (7) 支出命令書（令和元年度指定管理料支払分）
- (8) 平成 30 年度実績及び令和元年度実績指定管理総合評価書、事業評価書
- (9) 事業及び事務の執行状況説明書

6 監査の結果

設置目的にあった管理運営がされ、財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、利用者の安全性を考慮した管理運営が適正に行われていると認めた。

7 主な個別指摘事項等

モザイクタイルミュージアムが、地域のタイル産業の核となり、商談を積極的に行うなど産業振興に寄与する事業を行うとともに、子ども達を含む多くの市民が体験等を通してタイルに触れ、地域産業への理解を深めるような事業を展開していただきたい。

また、来館者数を維持することができるよう観光及び産業振興事業の実施に努められたい。

なお、軽易な事項についてはその都度口頭で指摘したが、意見書に記すべき指摘事項はなかった。